

島根原子力発電所 2 号機 特定重大事故等対処施設等の設置に係る市の対応

総務部防災課

1. 島根県に対する回答及び要請事項（案）

『「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書」
に基づく県からの意見照会に対する回答（案）

令和 6 年 10 月 25 日付けで、中国電力株式会社から島根県知事に対し、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第 6 条に基づき事前了解願いのあった、島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設等の設置については了解します。

なお、了解するにあたっては、安来市民の安全と安心を守る立場から、下記の意見を付し、それが適切に反映されるよう要請いたします。

記

1. 中国電力株式会社に求める事項

- （1）当該施設の設置工事を進めるにあたっては、住民の安全確保及び周辺環境の保全を図ることを最優先に実施するとともに、関係法令を遵守し、安全かつ適切な方法で実施すること。
- （2）特定重大事故等対処施設は、故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムなどを起因とした、原子炉格納容器の破損による放射性物質の放出を抑制するために重要な施設であることから、それを適切に使いこなすために、組織や人員体制の充実強化を図るとともに、教育や訓練等の実施による社員等の技能向上を図り、万全な体制を構築すること。
- （3）新規制基準における当該施設の設置期限を遵守するとともに、周辺自治体に対しては、可能な範囲で工事の進捗状況など、当該施設の設置に係る情報提供を行うこと。
- （4）当該施設に関する情報については、セキュリティの観点から情報漏えいがないよう厳重に管理するとともに、関連会社を含む社員等の間で認識の徹底を図ること。

- (5) 当該施設の設置に関わらず、引き続き安全対策の強化及び徹底を図ること。

2. 島根県に求める事項

- (1) 原子炉設置変更許可など重要な変更等が行われる場合に、周辺自治体の意見等を反映する新たな制度の構築について、引き続き国に強く要請すること。
- (2) 広域避難計画について、複合災害時への対策、避難車両の確保や避難ルートの多重化など避難手段の確実な確保、避難対象地域の特定に備えたモニタリングの円滑な実施、避難行動要支援者の避難支援の充実、住民への周知や理解促進など、避難の実効性向上を図るための取組を、引き続き積極的に講じること。

3. 島根県を介して国に求める事項

- (1) 今後の審査にあたっては、当該施設を適切に運用し、安全対策の実効性を確保できるよう、設備面のみならず、それを適切に使いこなすための組織・人員体制・教育・訓練といった人的な対応についても厳格に確認すること。
- (2) テロ行為等の不足の事態に備えて、一層の対策強化に努めるとともに、新たな知見が得られた場合は、規制基準に反映すること。

2. 中国電力株式会社に対する意見（案）

「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の 安全確保等に関する協定」に基づく意見（案）

令和6年10月25日付けで、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」に基づき報告のあった、島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設等の設置については了解します。

なお、了解するにあたっては、安来市民の安全と安心を守る立場から、下記の意見を付し、それが適切に反映されるよう要請いたします。

記

- （1）当該施設の設置工事を進めるにあたっては、住民の安全確保及び周辺環境の保全を図ることを最優先に実施するとともに、関係法令を遵守し、安全かつ適切な方法で実施すること。
- （2）特定重大事故等対処施設は、故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムなどを起因とした、原子炉格納容器の破損による放射性物質の放出を抑制するために重要な施設であることから、それを適切に使いこなすために、組織や人員体制の充実強化を図るとともに、教育や訓練等の実施による社員等の技能向上を図り、万全な体制を構築すること。
- （3）新規制基準における当該施設の設置期限を遵守するとともに、周辺自治体に対しては、可能な範囲で工事の進捗状況など、当該施設の設置に係る情報提供を行うこと。
- （4）当該施設に関する情報については、セキュリティの観点から情報漏えいがないよう厳重に管理するとともに、関連会社を含む社員等の間で認識の徹底を図ること。
- （5）当該施設の設置に関わらず、引き続き安全対策の強化及び徹底を図ること。